

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること

がある旨の告示(経営流通課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

海岸保全区域の指定の一部改正(二件)(河川課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告 随意契約の相手方の決定(二件)(企画課)

告 示

鳥取県告示第百五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成九年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 有限会社タジマ商事	届出に係る建物の名称 ヒマラヤ鳥取店	届出に係る建物の所在地 鳥取市湖山町東三丁目四五ほか
---------------------	-----------------------	-------------------------------

鳥取県告示第百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業(一般農道整備事業米川東地区農道整備)を平成九年二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字御禰谷上二五八五の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

鳥取県鳥取沿岸
米子海岸
夜見地区海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十九と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

鳥取県鳥取沿岸
米子海岸
富益地区海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十九と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一 米子市富益町字新開壱 一番一九地先の標柱一

- 基点一 米子市夜見町字砂浜三〇八八番一九地先の標柱一
- 基点二 三〇八八番一九地先の標柱二
- 基点三 三〇八八番一九地先の標柱三
- 基点四 三〇八八番一九地先の標柱四
- 基点五 字砂浜一 三〇九一七地先の標柱五
- 基点六 三〇九一七地先の標柱六
- 基点七 字砂浜二 三〇九五番一四地先の標柱七
- 基点八 三〇九五番一四地先の標柱八
- 基点九 字砂浜三 三〇九七番一九地先の標柱九
- 基点十 三〇九七番二〇地先の標柱十
- 基点十一 三〇九七番二〇地先の標柱十一
- 基点十二 字砂浜四 三一〇一七地先の標柱十二
- 基点十三 字砂浜五 三一〇三番三三三三三三メートルの点
- 基点十四 三一〇三番三三三三三三メートルの点
- 基点十五 三一〇三番三三三三三三メートルの点
- 基点十六 基点十五から三一度三〇分三三三三メートルの点
- 基点十七 基点十六から二一度一五分五三三三メートルの点
- 基点十八 基点十七から一一八度四〇分四一一メートルの点
- 基点十九 基点十八から一一六度四〇分四二九メートルの点

鳥取県鳥取沿岸
境港海岸
中浜地区海岸

- 次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十六と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域
- 基点一 境港市佐斐神町字砂濱一 一番一八地先の標柱一
 - 基点二 字砂濱二 八番一〇地先の標柱二
 - 基点三 字砂濱三 一九番七地先の標柱三
 - 基点四 字砂濱四 二九番一七地先の標柱四
 - 基点五 基点四から五三度二九分四五メートルの標柱五
 - 基点六 米子市富益町字新開貳 二二番二一〇地先の標柱五
 - 基点七 五〇番一〇地先の標柱六
 - 基点八 字新開七 七〇番一一地先の標柱七
 - 基点九 字新開八 一一二番一〇地先の標柱八
 - 基点十 字新開九 一二八番七地先の標柱九
 - 基点十一 字新開拾 一三九番一一地先の標柱十
 - 基点十二 字新開拾壱 一六四番一〇地先の標柱十一
 - 基点十三 字新開拾貳 二〇八番六地先の標柱十二
 - 基点十四 字新開拾参 二二六番一〇地先の標柱十三
 - 基点十五 基点十四から四四度一五分二二五メートルの点
 - 基点十六 基点十五から一二六度二〇分五六七メートルの点
 - 基点十七 基点十六から一二六度一〇分四〇一メートルの点
 - 基点十八 基点十七から一二五度一五分三九四メートルの点
 - 基点十九 基点十八から一二二度二〇分三八〇メートルの点

- 基点六 基点五から三二四度五〇分一八一メートルの標柱六
- 基点七 境港市財ノ木町字上灘一番五〇地先の標柱七
- 基点八 〃 小篠津町字御崎灘二五七番六地先の標柱八
- 基点九 〃 二六五番九地先の標柱九
- 基点十 〃 麦垣町字川向前三三三番五地先の標柱十
- 基点十一 〃 新屋町字寄会前三四五番地先の標柱十一
- 基点十二 基点十一から六五度四〇分一九三メートルの点
- 基点十三 基点十二から一五〇度四五分四二五メートルの点
- 基点十四 基点十三から一四九度一五分四〇四メートルの点
- 基点十五 基点十四から一四六度三〇分三五八メートルの点
- 基点十六 基点十五から一四五度〇五分四〇一メートルの点

に改める。

鳥取県告示第百十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年三月十日から施行する。

平成九年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

「鳥取北支店」

を

「鳥取北出張所」

に改める。

公 出

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年2月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- (2) 調達方法 物品の調達
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成8年12月27日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 5,048,490円（消費税額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当
- (8) 契約担当部署の名称 鳥取県企画部企画課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年2月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る管理運営、導入支援及びシステム構築 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成8年12月2日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 10,910,374円 (消費税額を含む。)
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当
鳥取県企画部企画課
- (8) 契約担当部局の名称 鳥取市東町一丁目220
及び所在地